

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令案

規制の名称：行政手続における押印の廃止

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：農林水産省大臣官房文書課

評価実施時期：令和2年12月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

- (1) 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しについて、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされた。
- (2) このうち、押印については、規制改革推進会議より、「押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する」ことが求められており、政府全体として、認印は、文書の真正に関する推定が及ぶことは難しいと考えられることから、その効果が限定的であり、原則として廃止する方向となった。また、署名についても、行政手続をデジタルで完結させることを目指す観点から、併せて廃止となった。
- (3) 今般、印鑑証明書の添付を求めているものについては、押印を求める必要性が乏しく、また、必要に応じ他の手段による本人確認が可能であることから、政令中の押印又は署名を求めている規定を削除するものである。
- (4) これらの見直しが行われなかった場合、引き続き、署名若しくは認印による押印、又はオンライン手続に係る電子押印・署名の手続が必要となり、申請者がオンライン申請等の簡易手続を利用できず、行政手続の効率化が実現できないばかりか、我が国の行政のデジタル化が停滞するおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

行政手続中、申請書等において申請者等の署名若しくは認印による押印を求めていることが、法令上(様式を含む)規定されているものは、署名若しくは認印による押印が必須となっていた。

認印は、いわゆる文書の真正に関する「二段の推定」が及ぶことは難しいと考えられることから、その効果は限定であると考えられる。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、テレワーク等オンラインによる新たな働き方が急速に浸透している中、物理的な署名若しくは認印による押印が必要なため、出勤や対面での面会が必要となる等、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな生活様式の普及、働き方改革等の側面からも課題となっている。

【規制の内容】

認印は、いわゆる文書の真正に関する「二段の推定」が及ぶことは難しいと考えられることから、その効果は限定であると考えられる。

また、署名については、文書の真正性の担保のために、効果的であると考えられるが、物理的な書面による署名行為又は電子署名に係る設備投資が必要となり、行政手続の効率化、我が国の行政のデジタル化の推進の観点から課題となっている。

更に、必要に応じ他の手段による本人確認が可能であることから、認印による押印及び署名を求める必要性は乏しいことから、以下の政令中、これらに係る規定を削除することとし、申請者を明らかにする目的による氏名の記名のみで可能とする。

- (1) 漁業登録令(昭和26年政令第292号)
- (2) 家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)
- (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令(平成27年政令第43号)

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

当該規制の緩和については、署名及び押印を求めている規定を削除することであるため、国民の負担は下がり、遵守費用は新たに発生するものではない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

必要に応じて本人確認に要する人件費、通信費等が想定される一方、具体的な運用方法が明確になっていない現段階においてそれに伴い要する費用を試算するのは困難。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(1) 漁業登録令においては、第 19 条に基づく申請が令和元年度は年間 86 件あり、(第 23 条及び第 51 条に基づく申請は昨年度 0 件) これらについて署名又は押印が不要となることで、申請手続の効率化を図ることができる。

(2) 家畜商法施行令においては、第 1 条に基づく申請書の提出が令和元年度は年間 267 件あり、これについて署名又は押印が不要となることで、申請手続の効率化を図ることができる。

(3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令においては、第 6 条に基づく機構債権の申込は近年ないが、これについて署名又は押印が不要となることで、申込手続の効率化を図ることができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

署名又は押印を不要とすることによる申請手続の効率化について、金銭的に便益を把握することは困難であるが、申請手続に係る消耗品、郵送等に係る経費が 1 件につき、1000 円程度必要と仮定した場合、年間で 30 万円～40 万円程の削減が達成できる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

⑤及び⑥のとおり。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

署名又は押印を不要とすることにより、申請手続の効率化が進み、オンライン申請等が拡大することが想定される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

2及び3のとおり、直接的な費用の把握は困難である。

一方、署名又は押印を廃止することで、今後申請手続に係る諸経費を最小限度まで抑えられるものと考えており（3⑥参照）、また、一時的な行政費用が増大する可能性がある（2④参照）が、今後オンライン申請等の普及により、本人確認の必要性が低下すれば、それらの費用も減少していくと考えられ、費用より便益の方が上回ると考えられることから、当該措置を導入することは妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

行政手続の効率化、我が国の行政のデジタル化、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな生活様式の普及、働き方改革等の観点を踏まえると、代替措置は想定されない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政府の規制改革推進会議により議論がされ、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しについて、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

規制改革推進会議の議論を踏まえ、施行後5年を目途に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

規制改革推進会議の議論を踏まえ事後評価を実施することとするが、以下の指標を踏まえ、事後評価を実施する。

- ・オンライン手続による申請状況